

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 26年 8 月 4 日(月)午後1時30分から午後 2 時 16 分

2. 開催場所 消防庁舎 3 階小会議室

3. 出席委員(16 人)

会長	1 番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2 番	赤羽 則子
委員	3 番	三浦 淳
	4 番	上島 貞章
	5 番	中村 智子
	6 番	足助 聰美
	7 番	下田 節子
	8 番	野澤 修一
	9 番	根橋 英男
	10 番	根橋 鉄雄
	11 番	竹淵 光雄
	12 番	宇治 昭三郎
	13 番	有賀 勝英
	14 番	宮原 光平
	15 番	小澤 浩矩
	16 番	栞澤 幸雄

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第2号 非農地の承認について

報告事項(1)専決事項

7 月許可決定の5条 6 件については、長野県農業会議から
7 月 15 日付で許可相当の意見答申があったので、許可指
令書を交付した。

(2)認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 飯澤誠
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実
書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

(開会)

<尾坂会長>

どうも改めまして皆さんこんにちは。毎日のように暑い日が続いておりますので体には十分気をつけていただきたいと思います。台風12号も今日は熱帯低気圧になったようでございますが、東海のあたりから四国九州のほうでは記録的な雨でございますが、その台風もこれから偏西風に乗って東に進むんじゃないかと思っております。その時にその雨ほどこちらのほうで降らないことを願っているところでございます。大豆の方の草取り大変ご苦労様でした。段取りよく早め早めにやっていただきまして本当に短時間のうちにきれいになりました。心からお礼申し上げます。若干生育のほうが悪いかなと思っておりますが広い面積でやっておりますので十分あるんじゃないかと思っております。また、事務局のほうから先日、規制改革に対するアンケートが行ったと思っておりますけれど、大変難しい問題だと思っております。すでに閣議決定されております。にっちもさっちもいかない部分もございますけれども、そうはいつでも黙っているわけにはいかないという状況でございますので積極的にこうしたことで意見等を書いていただきながらこれをまた県に届けそれを国会議員との懇談会等ありますので、積極的に書いていただければありがたいかなと思っております。本日の審議もたくさんございますが、十分審議していただくことをお願い申し上げまして簡単ではございますがあいさつとしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは3番以降につきまして私のほうで進めさせていただきます。3番の議事録署名委員の指名でございますが、7番の下田委員さん、8番の野澤委員さん、よろしくお願ひいたします。

次に議事に入ります、議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

【議案第1号、3条の規定による許可について、1～2番朗読】

<足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

大字樋口…番地の A さん所有の、大字樋口…番地、地目は登記現況とも田、面積 1287 m²を、大字平出…番地にお住まいの斎木雄一さんが取得するものです。この件について、譲受人は農業機械は保有していませんが耕作農地付近の農家より借りて耕作を行っております。また、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は 75 ㍓で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、栗澤委員と下田委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

現地を立ち会った桑沢委員の方から説明をお願いします。

<16 番栗澤委員>

16 番の栗澤が説明いたします。(場所の説明)境界等もしっかりしていて事務局の発表どおり、問題はありますのでご審議をお願いします。

<尾坂会長>

ただいま、事務局それから委員のほうから説明がございました。この件につきましてのご意見ご質問等ございましたらお願いします。(「異議なし」の声)この件につきまして許可すること意義ございませんか。(「なし」の声)なしということでございますので、許可することといたします。続いて 2 番目についてお願いします。

<足助事務局次長>

2 番、所有権の移転でございます。

大字小野…番地の A さん所有の、大字小野…番地、地目は田、面積 33 m²と、大字小野…番地、地目は田、面積 19 m²、大字小野…番地、地目は畑、面積 165 m²、大字小野…番地、地目は田、面積 310 m²、大字小野…番地、地目は田、面積 784 m²、大字小野…番地、地目は畑、面積 115 m²、大字小野…番地、地目は畑、面積 925 m²、大字小野…番地、地目は畑、面積 406 m²、大字小野…番地、地目は畑、面積 599 m²、大字小野…番地、地目は畑、面積 171 m²、大字小野…番地、地目は畑、面積 935 m²、以上 11 筆を、大字…番地にお住まいの B さんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は 1.4 ㍓で下限面積を超えてお

ります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、小澤委員と宇治委員から意見書をいただいています。

<尾坂会長>

それでは、現地を確認いたしました小澤委員の方からお願いします。

<15番小澤委員>

15番小澤が説明します。七夕の日に現地確認をさせていただきました。Aさんが農業をやめるというようなことで、Bさんが後を引き継ぐという形で11筆、場所的には、場所は全部言いますか。(図面により説明)山際の農地につきましては原野っぽくなっていてちょっと境がわかりにくいのが中にはありますが、Aさんと隣同士でもって一応話をしてあとBさんと境のことはいつてましたけれども業務的には特に問題ないかと思えますので、ご審議の程お願いします。何か質問あったらお願いします。

<尾坂会長>

これは地籍調査は。

<15番小澤委員>

地籍調査は全部終わっているところです。

<尾坂会長>

はい、じゃあ全部畑とか田んぼということで、ただいま小澤さんの方から説明ありました、11筆ございますので、地籍調査もあったということでございますが、場所は確認したということでございますので、何かご意見ご質問等ございましたらお願いします。(「異議なし」の声)異議なしということでございますので許可することとしますがよろしいですか、これにつきまして許可することといたします。はいどうもありがとうございます。続きまして第4条について事務局お願いします。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<足助事務局次長>

それでは4条でございます。

1番、住宅の新築でございます。

大字伊那富…にお住まいのAさんが、自己の所有地であります、大字伊那富…に住宅を新築する計画でございます。現在すんでいる住宅の老朽化に伴い住宅隣接の申請地に住居を新築したい計画でございます。既存の住宅はそのまま物置などとして使用する予定であり、転用後の宅地面積が500㎡を超えますが、農家住宅ということで問題ないと思われま。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地ですので、農地法第4条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がみとめられないためやむをえないと判断いたします。この件につきましては、三浦委員、根橋委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、では現地を見ました三浦さんお願いいたします。

<3番三浦委員>

3番三浦です。10番根橋委員と検査いたしました。(場所の説明)境もしっかりしておりますし、上下水道もありますし、よしと確認したところでございます。詳細については今事務局の方から説明があったとおりでございます。よろしくご審議ください。

<尾坂会長>

ありがとうございました。ただいまご説明がございました。この件につきましてご意見ご質問等ございましたら。(「異議なし」の声)老朽化して自分の家を建てるということでございました。異議なしという声がございましたので、この件につきまして許可することに異議ございませんか。(「なし」の声)ありがとうございました。この件につきまして許可することといたします。次に第5条お願いします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。

大字小野…番地にお住まいのAさん所有の、大字小野…番地、面積776㎡と、大字小野…番地、面積763㎡、いずれも地目は畑、以上2筆を、大字小野…のBが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。譲受人は土木建設業を

営んでおりますが、自然エネルギーの普及を目指し太陽光発電や風力発電の設備施工にも力を入れている法人であります。太陽光発電設備への需要増加に伴い土地を所有しない顧客に土地と太陽光発電設備をセットで販売する目的ですが、買い手がつくまでは自社で所有・管理を行うという計画でございます。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地ですので、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなくやむをえないと判断いたします。この件につきましては、小澤委員、宇治委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

これにつきまして宇治委員の方から説明をお願いいたします。

<12番宇治委員>

12番の宇治です。7月14日ですが、小澤委員とBにそれから地権者1名ですね、立会いを行いました。(場所の説明)ここが太陽が一日当たっているということです。目的としては先ほどありましたようにBが太陽光発電を作りたいということで高さは2メートルくらいになるそうです。それから耐用年数は30年くらいだという風に聞いております。地目はですね、畑になっておりますけれどもほとんど山林化してましてアカシアの木が生えております。境杭はちゃんと打ってございますし、左のほうは住宅になってまして住宅の境ではっきりとしております。アカシアを切ってそれから発電設備を作るということでございました。

<尾坂会長>

ただいまご説明ございましたけれども、何かご意見ご質問等ございましたら。はやりの太陽光発電を設置したいということです。地目は畑であるが山林化しているということでございます。何かご意見等ございますでしょうか。いろいろと出てきますけど農振等でもございませんのでやむをえないかなと。

<5番中村委員>

この図面からいくと道がかかってますけれどもこれは問題ないんですか。

<12番宇治委員>

これは問題ないです。道路ではなく自然にできた道ですので。大丈夫です。

<足助事務局次長>

これは地元の人たちが車を回したりする道で現況がそうなっているので住宅地図上でそうなっているということです。

<12 番宇治委員>

太陽光発電は住宅から4メートル以上離してつくらなきゃいけないと決まっていますので。

<15 番小澤委員>

ちょっといい。現地というのは役場でも確認されるんですか。

<千田書記>

します。

<尾坂会長>

はい、何かこの件についてご意見ございませんか。「なし」の声)なければ許可することにいたします。ありがとうございました。次にNo,2、事務局説明をお願いします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…のAさん所有の、中央…番地、地目は田、面積378㎡を、大字伊那富…にお住まいのBさんが取得し、一般住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在家族と県営住宅に暮らしておりますが手狭となってきたため、申請地を取得し住宅を新築したい計画でございます。申請地は第2種住居地域の用途地域であり農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地でありますので、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、宮原委員、上島委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

では、宮原委員の方から説明をお願いいたします。

<14 番宮原委員>

それでは 14 番宮原が報告いたします。7 月 15 日に上島、竹淵両委員と私が確認をしました。(場所の説明)この地域は造成と同時に宅地化したところで、前では町道があります。それで上下水道は埋設されておって、片側には住宅が建っていて境界杭ははっきりしておるということで、確認してまいりました。ご審議をお願いいたします。

<尾坂会長>

ありがとうございました。ただいま宮原委員のほうから説明ございましたが、この件につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。「(異議なし)」の声はい、異議なしということですのでございますので、この件につきまして許可することといたします。どうもありがとうございました。続きまして議案第 2 号、非農地の承認について事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

【議案第 2 号、非農地の承認について 1 番朗読】

<足助事務局次長>

それでは議案第 2 号、非農地の承認について、非農地証明書の交付申請でございます。東京都杉並区本天沼..丁目..番..号の A さんから、大字伊那富…、面積 862 m²と、大字伊那富…、面積 1335 m²、大字伊那富…、面積 1497 m²、大字伊那富…、面積 396 m²、登記地目はいずれも畑、以上 4 筆について申請がありました。理由としまして、戦時中から戦後にかけて畑として使用されていたと思われるが、戦後まもなく、周辺が山林であったため放置し、現在は付近の山林とともに自然の雑木林の山林となっている土地であります。農地に復元するのは容易ではなくまた農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われま。この件につきましては、根橋鉄夫委員、三浦委員が現地を確認しております。

<尾坂会長>

はい、ありがとうございました。現地を見ました根橋さん。お願いします。

<10 番根橋委員>

10 番の根橋です。(場所の説明)地目は畑ですけど、山林、ぐるわは全部山林でもう畑にするという感じでは全然ありませんので、一応許可といたしました。以上です。

<尾坂会長>

はい、ただいま説明がございましたが、もうすでに大きな木になっているわけですね。

<10 番根橋委員>

はい。

<尾坂会長>

いい木があるわけですか。

<10 番根橋委員>

いやいや、いい木はないです。

<尾坂会長>

すでもう山林化しているということでございますので、この件につきまして、何かご意見ご質問等ございましたらお願いします。(意見等なし)この件につきましてご意見等ありませんのでこの件につきまして承認することに異議ございませんか。(「なし」の声)はい、どうもありがとうございます、承認することとします。ありがとうございました。

次に報告事項に移りたいと思います。(1)専決事項について。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず(1)専決事項ということでお願いしたいと思えます、7月許可決定の5条6件につきましては、長野県農業会議から7月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

(2)の認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について、1件、議案書のとおりでございます。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項については以上でございます。

<尾坂会長>

はい、専決事項につきましてはそういうことで許可が出たということで指令書を交付いたしました。次の中継施設等の設置に伴う農地転用でございます、これについてご意見ご質問ございませんか。(なし)以上でもって議事を終了いたします。何かありましたらお願いします。

その他

○地籍調査における地目認定について

小澤委員に依頼、次回総会までに報告

○第60回長野県農業委員大会について(11月6日(木)13時~松本市)

午前中総会、町バスで現地へ、昼食後出席

野澤委員より、毎年全員出るのかという質問→全員ですと回答

○北部三町村農業委員会交流会について(10月6日(月)南箕輪村)

○その他

味噌づくり大豆ほ場作業 8/20、8/30 両日とも AM7:00~消毒、草刈

○次回委員会開催日 9月5日(金)午後1時30分~

(総会終了後視察研修旅行委員会)

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印